

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第 58 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 5 年 1 月 25 日（水）10：00～12：07

場所 オンライン開催

○吉瀬室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第 58 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の小委員会につきましても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っておりまして、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日、牛窪委員、大石委員、松橋委員、村木委員におかれましてはご欠席ということでご連絡をいただいております。また、松村委員におかれましては途中からのご参加とご連絡をいただいております。なお、本日ご出席いただいております本委員および臨時委員の方の数は定数を満たしております。

また、四元委員、村松委員につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規定に基づきまして、本小委員会の上位組織である電力・ガス事業分科会の山内分科会長の指名を受けて任期を更新いただいておりますので、ご報告申し上げます。

さらに、本日は参考資料も 2 点配布させていただいております。参考資料 1 については牛窪委員から、参考資料 2 については大石委員から、書面にてご意見をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いをいたします。

○山内委員長

承知いたしました。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

本日の議事ですけれども、1 つ目が、電力・ガス小売全面自由化後の進捗と最近の動向について。定点観測的なやつですね。それが 1 つ。それから 2 番目が、「今後の電力政策の方向性について 中間取りまとめ」を踏まえた小売分野の省令やガイドラインの改正についてということ。これは具体的に省政令を改定するので皆さんで決めていただくことですね。それから 3 番目が、電力システムのさらなる検討課題についてということがあります。

早速ですけど議題の 1 に入ります。事務局から資料の 3 についてご説明お願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、電力・ガス小売全面自由化の進捗と最近の動向についてということで事務局から説明を始めさせていただきます。

まず、1ポツについては電力産業市場室の吉瀬がご説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目からでございますが、新電力のシェアの推移となっております。グラフをご覧くださいますと、直近、新電力の撤退ということも背景にあるかと思っておりますが、高压の新電力のシェアが低下をしております。

一方で、低压の新電力のシェアは、この時点、このデータが取れている時点までは増加基調ということになっております。その後、また規制料金との関係という議論もございますけれども、ちょっとその辺りがどうなるかというのは今後のデータをよく見ていきたいと思っております。

その次の4ページ以降、大手電力の域外進出、また、5ページ、供給区域別の新電力のシェアというあたり、ございますけれども、こちらについては大きな傾向の差はないと理解をしております。

8ページ目、小売電気事業者の登録数でございますけれども、これもやや微減ということで、数カ月前に一番ピークを打って、以降は、今少し微減傾向が続いているという状況でございます。

12ページのスポット価格の推移でございますけれども、こちらも直近、データが取れるところまでですと、比較的ここ最近の動きとしては横ばいということであろうかと思っております。

13ページは、傾向変わりなく、JEPXの取引量は全体での40%程度ということでございます。

引き続きガスに参ります。

○野田室長

ガス市場整備室長の野田でございます。ガスの進捗状況についてご報告をいたします。

16ページをご覧ください。各地域ごとの家庭用の小売事業者の新規の進出の状況ということでございます。

今回2者、新しく追加がございます。1点目は静岡ガスの区域でございますけれども、カジマヤ（予定）となっておりますけれども、LPガス事業、簡易ガス事業をやっております事業者が都市ガスのほうにも参入を予定しているということでございます。もう一件が、隣の東邦ガスネットワークの供給エリア、区域でございますけれども、一番下、アースインフィニティ（予定）となっております。こちらは電気なども取り扱っておられる新規小売事業者でございますけれども、既に東京ガスネットワークの区域でありますとか大阪ガスネットワークの区域にも進出をされていることでございますが、今回東邦ガスのネットワークにも進出を予定ということでございます。

以降が状況でございますけれども、大きな今回ご紹介したいところとしては、21 ページをご覧ください。各用途ごとの新規小売のガス販売量の割合、比率ということでお示ししているものでございますけれども、傾向に変化があるものとしては、赤色の商業用でございます。4月から夏の9月に向けて割合が減っているというところでございます。

次のページ、22 ページをご覧ください。商業用と工業用につきまして、4月から9月の地域別の動きを少し分けて見てみたものでございます。左側が商業用でございますけれども、こちらを見ると、近畿地方で商業用の新規小売の割合が、販売店の割合が減っている。さらには関東、そして中部・北陸についても、全国的なトレンドと同じように減の傾向が見られるということでございまして、特にボリュームの多い近畿、関東、中部・北陸というところの減傾向というのが全体のトレンドに影響しているということだろうと思います。

こちらちょっと資料にお付けしておりませんが、前年、それと前々年の動きを見たところ、実は毎年夏の時期になると、特に近畿地方におきましては新規小売の割合が5%ぐらい販売量において低下をするということが見られましたので、何か競争条件に変化があったということではなくて、地域の需要の変動、季節的な需要の変動ということが原因にあるということなんだろうと思ってございます。ちょっと詳細な原因というのを分析できておりませんが、近畿のみなし小売の方に聞いたところでは、旧一般ガス事業者のほうでは大きな事業のトレンドの変化はないということなので、もっぱら新規小売側の需要家側の理由によるものだろうと思ってございます。

めくっていただきまして24 ページが、同じその家庭用について見ているものでございまして、こちらはトレンドに大きな変化はないということだろうと思っております。ガスについては、以上でございます。

○吉瀬室長

では、引き続きまして、最近の動向に関連して幾つかご報告を申し上げたいと思います。3番目でございますけれども、大手電力における新電力の顧客情報管理不備・利用問題についてというところでございます。27 ページです。

関西電力をはじめといたしまして複数の送配電事業あるいはその小売事業者において、まず、ネットワークでちゃんと小売りとの関係で遮断しておくべき情報が、一部小売り側から閲覧可能という状況になっていたという事案が報告をされております。さらに、その閲覧可能な情報が、大部分はそうではないと現在のところ報告を受けておりますが、一部、まさに営業目的で利用していたケースもあるというようなところで、現状、報告を受けております。

次のページでございますが、電力・ガス取引監視等委員会において、現在、報告徴収等による調査を行っておるところでございますので、今後その結果を踏まえて対応について

検討することが必要ということでございますけれども、本日ご提示をしておりますのは、この一般送配電事業者について中立性確保のために、当然ながら厳格な情報管理が求められる。一方で、小売電気事業者も、それを前提とした規律が求められるわけでございますけれども、今回のこのような事案を教訓に、一般送配電事業者、小売電気事業者の間での情報遮断・管理についてどのような課題、論点、留意点があるかという点について、もし先生方からご意見いただければいただきたいと思っておる次第でございます。

この点については以上でございます。

○小川課長

続きまして、資料4ポツ5ポツ、電力基盤課長の小川です。

まず、スライド30ページをご覧ください。需給の状況です。昨年度からの、昨年12月から、一番右の欄をご覧くださいいただければと思いますけど、12月の需要の実績はほぼ前年度並み、若干減っているぐらい。次、1月のところになりますと、大きく減っている。赤、需要、前年度比減っているというところですけども、これは1月かなり暖かかったというのが影響していると考えております。

足元、先週末からの寒波、特に本日は各地で朝から電力需要大きく伸びておりますけれども、10年に1度の寒さ、まさに今回のような寒波を想定した需給対策というのを講じてきておりますので、そういった意味での必要な電力供給量はしっかりと確保されているというのが今、足元の状況であります。昨年この冬に向けてということでこの場でもご議論いただきましたkW公募による供給力対策、そういったものを最大限活用して、本日、今週も、しっかり供給力の確保に努めていくといったところであります。

次の31スライドは燃料在庫でありますけれども、1月の暖かかったことも反映して、これまでのところは非常に高い水準でLNGの在庫は推移しているという状況であります。

最後5ポツ、33ページ以降、2つ、無電柱化、それから系統運用、配電というところで全く毛色の違う話になりますけれども、最近の動向のご報告になります。

まず33スライド目、無電柱化についてであります。電線の地中化、無電柱化というところにつきましては、今、国の定めた計画に沿って取り組んでいるというところではありますけれども、2つ目のポツにありますとおり、毎年まだ増え続けているというところで、この後簡単に取り組みの状況をご紹介します。

その上で、33スライド下に議論事項と記しておりますけれども、無電柱化を進める場合の費用負担、今、一定のルールがあるわけですけども、一部特別な事例についても今の費用負担の原則というのを当てはめていこうということで、これについて、後ほどご報告いたします。

無電柱化の状況でありますけれども、次の34スライドは、新設電柱が増えているというところ、これも、従来はどれぐらいどう増えているのかというのが、数、分からなかったわけでありまして、一昨年来、調査をしてくれているという状況であります。

次の 35 スライド、どうして増えるのか、真ん中に円のグラフがありますけれども、青い部分、多いのが住宅の建設に伴うものというところでもあります。一方で、左上、緑の部分もあります。再エネ発電所の建設に伴うものといった形での電柱の新設というのも、最近目立つところでもあります。

こういった中で、無電柱化を進めるというところで、次の 36 スライドにありますけれども、送配電、電力事業者が一定程度費用を負担する仕組みという点、この場でも一度ご議論いただきましたけれども、国、自治体、そして電力会社が 3分の1ずつ負担することで無電柱化を進めるという取り組みでありますけれども、これを市街地の開発事業にも応用して、実際にこの枠組みに沿って、右下に導入実績の例ということで記してありますけれども、今、そういった取り組みが始まりつつあるというのが現状であります。

また、38 ページ、こちらも本小委で以前ご報告しました電力のレジリエンスの観点からの無電柱化になります。これにつきましては、重要施設というところへの供給ルートというのを基本としまして、写真に少し記しておりますけれども、電力会社が、各送配電事業者が場所を選定して着手するというところを示しております。

また、次、39 ページ、これはレベニューキャップの下での無電柱化の費用というのをしっかりお認めいただいて、各電力会社において計画的な取り組みを進めていくということとしております。

次の 40 スライド、先ほど触れました再エネの、太陽光などの建設に伴う電柱、左下の写真がよく表していると思いますけれども、パネルが敷き詰められて、さらに、ここにつきましては、現行、もう既に禁止しておりますけれども、低圧の分割ということで、分割されるごとに電柱が建つということで、これだけ多くの電柱が建ったという事例ですので、こういったことができないように、しっかり、今対策を講じてきているという状況です。

さらに、次の 41 ページにおきましては、コスト面でも低減の取り組みを進めているところでもあります。

無電柱化につきましては、次の 42 スライドに直近の状況と今後の方向性を記しております。

まず、1つ目のポツでありますけれども、電線共同溝方式ということで、国、自治体、そして電力会社が 3分の1ずつ負担するという枠組みをつくっております。

今回、これを少し拡大しようというところで、2つ目のポツであります。普通の町中のように電力需要があるところではなくて、例えばということで記しておりますけれども、山の中、田畑に道を造るような場合での費用の負担の方法としまして、将来的に需要が見込まれる、例えば将来近くに家が建つというようなときには、現行の 3分の1ずつという方法を基本的に使っていこうというのが下から 2つ目のポツであります。今後はこうした枠組みで進めて、さらに無電柱化を進めていきたいというのが無電柱化に関するご報告であります。

もう一点、これもまた全く別の配電の関係でということで、44 ページに記しております。

昨年4月に、配電事業、配電ライセンス、電気事業法の下で新たなライセンスができております。配電事業者の果たす義務というところは、電気事業法、それから省令などで定められておりますけれども、一部、特に災害時などに切り離して運用する場合の細かな要件というところがまだ定まっていない点がありまして、これらについて専門的な部会で議論をしてきましたのが今般まとまったことから、その内容をガイドラインに追加するというご報告になります。

具体的にどういった内容、次の45スライドに参考に記しておりますけれども、詳細な説明は割愛いたします。資料のご説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。これに関係いたしまして、送配電網協議会の平岩オブザーバー、それから電気事業連合会の佐々木オブザーバーから、あらかじめご発言希望がございます。ここに指名させていただきます。それでは順にご発言ください。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。冒頭お時間をいただきありがとうございます。今回発覚いたしました小売顧客情報の漏えいにつきまして、送配電網協議会として一言述べさせていただきます。

この度、複数の一般送配電事業者において、本来は非公開とすべきお客さま情報が、特定関係事業者の従業員等に漏えいしていたことが判明しました。お客さま情報の漏えいと、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがし、一般送配電事業者の中立性に疑念を抱かれる事態が発生したことに対し、おわび申し上げます。

先週開催いたしました、全ての一般送配電事業者の社長が出席する弊会の理事会においても、今回の事態を大変重く受け止め、託送供給業務で知り得た情報の適切な管理を含め、行為規制をしっかりと遵守していくことを改めて確認いたしました。

今回、情報漏えいが判明した会社に対する報告徴収や、全ての一般送配電事業者に対する情報管理に関する緊急点検の指示が国からなされ、現在、各社において確認・調査を進めているものと承知しておりますが、一般送配電事業者として、より一層の中立性・透明性の確保に向けて努めてまいります。以上でございます。

○佐々木オブザーバー

電気事業連合会の佐々木でございます。送配電網協議会に続きまして、電気事業連合会からも今回の事象につきましてお話をさせていただきます。

このたび複数の加盟会社において不適切な顧客情報の取り扱いがあったことが確認されております。電気事業の運営に疑念を抱かせるような事態が発生しましたことに対しまして、業界としておわび申し上げます。

詳細は各社にて調査中でございますが、本件は電力自由化の根本に関わる問題であり、弊会としても重く受け止め、まずは加盟各社に対し、今回の事例を踏まえた注意喚起を行ったところでございます。今後の調査結果も踏まえ、業界として必要な対策を講じ、改めてコンプライアンス徹底に向けた不断の取り組みを推し進めてまいりたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○山内委員長

それでは、ただ今の議題1の説明につきまして、ご質問、あるいはご意見などありましたら、ご発言願おうと思っております。ご質問、ご意見のある方は、チャット欄にお名前と発言を希望する旨記入していただいて、こちらから指名させていただきます。どなたかいらっしゃいますでしょうか。電取委の新川オブザーバーが挙がりましたが、他にいらっしゃらないので、じゃあ新川さん、どうぞご発言ください。

○新川オブザーバー

新川でございます。ありがとうございます。先ほど事務局からご説明がありましたとおり、一般送配電事業者による情報漏えい事案については、小売電気事業者間の公平な競争を揺るがしかねない事案であり、極めて遺憾であると認識をしております。現在全ての一般送配電事業者およびみなし電気小売事業者に対して緊急点検を求めているところでございます。電力・ガス取引監視等委員会において事案を詳しく調査し、その上で適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは委員の発言に移ります。まずは村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

村松です。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○村松委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。今ほどご説明ありました顧客情報の利用問題についてなんですけれども、こちらは現在調査中ということですので、調査結果をもって具体的な検討策の対応に入られるということで伺いました。今日の段階では監査法人に身を置く立場として、一般的な見解を述べさせていただければと思います。

こういった事象につきましては、本来は、発生しないような仕組みの構築ならびにその運用、ルール面の整備と運用の準拠という形で、きちんと前もった予防的な対策を取られる必要があったということだと思っておりますが、そこが十分ではなかったと考えられます。

まず、情報遮断が適切に行われる仕組みの構築、横からルール外で入手、やりとりができるようにならないような仕組み、ならびに、ルールをいくら作っても、それに準拠しているということが担保される必要がありますので、そこについては、内部統制やガバナンスという観点でよく用いられます3つのディフェンスラインの考え方、こちらをきちんと適用されているのかどうかといった観点も必要だと思います。

現場での準拠、ならびにその準拠が適切に行われているかどうかということ、ミドルオフィスの立場の方が現場でチェックをされる。さらに、独立した中立の立場にいらっしゃる方、内部監査や監査役等といった形になるかと思っておりますが、場合によっては社長直轄といったような組織にいらっしゃる方が、準拠ならびにそのチェックが適切に行われているかどうかということ、3つのディフェンスラインに沿った形での構築、運用が必要かと思われま。

データへのアクセスということだと思いますので、デジタルのログを定期的にチェックする方法というのとも考えられると思っておりますので、こういった一般的などころ、極めて基本的なところですが、そういった観点でのご検討をお願いできればと思います。

あと、無電柱化の話、すみません、話が全然変わるんですけども、こちら、以前からレジリエンス、災害対策ということでご説明いただいていたので、こちらを進めていかれるというのは極めて自然な流れで、推進していくべきかと考えております。ただ、こちらコストが託送事業者負担ということになりますと、最終的には託送料金で国民負担という形になりますので、より一層のコストダウンに努めていただきたいというのが、こちらの希望でございます。

また、将来発生が見込まれるかどうかで負担割合が異なるという、あんまり曖昧な話があっては好ましくないように考えますので、できるだけ曖昧さを排除するようなルール整備といったことをお考えいただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

秋元です。どうもご説明ありがとうございます。私も、今議論があった情報漏えいの問題については非常に深刻に受け止めておりまして、委員として一言やっぱり苦言を呈しておかないといけないかなと思っておりますので、今、オブザーバー、そして監視等委からもご説明はありましたけれども、こういった事象が起こると、公平な競争のところを強く揺るがしかねないものであって、システム全体の問題、懸念にもつながってくるわけござい

ますので、こういったことが起こらないようにしっかりした対応を進めていただきたいと思います。思う次第でございます。一言発言させていただきました。よろしくお願いします。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは澤田委員、どうぞ。

○澤田委員

澤田でございます。私も顧客情報管理のところ、一言ちょっと述べたいと思いますけれども、やっぱり企業、今、情報管理の重要性というのは十分把握しながらやっているはずなのに、こういうことが起こったということは、一度原因究明してほしいというのが1つと、やっぱり村松委員おっしゃっていましたが、仕組み不足というのが重要なところと、それから意識レベルの低さ、この2つが相まってこういうことが起こったんだと思うので、今後二度とこういうことが起こらないように原因究明をするとともに、しっかりと対処してほしいというのが1つです。

それから、無電柱化のところなんですけれども、無電柱化はもちろん進めたほうがいいと思うんですけれども、コスト、それから工期が長くかかるということも踏まえながら、新たな、国、自治体なんかも含めて、施行業者だけに負担がかからないような仕組みになっていくということですので進めれば良いと思うんですけれども、ちょっと質問は、どれぐらいの期間で、どれぐらいの無電柱化を進めたいかという目標がちょっと私には十分理解できていないので、その辺のところ、後でも結構ですから、目指すべき方向というのをちょっと教えていただきたいなと思います。それによって取り組み方なんかも全然変わってくると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○山内委員長

ご質問については後ほどまとめて事務局からご回答いただきます。その他の委員の方でご発言ご希望いらっしゃいますか。

それでは、エネットの谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。同じく大手電力が新電力の顧客情報を閲覧してきた問題についてですけれども、やっぱり電気小売事業を担う者としても大変由々しき事態であると認識しておりますし、過去の専門会合等でも行為規制については幾度も議論が重ねられて、施行規則や省令、ガイドラインで逐次対応してきたという状況であるにもかかわらず、このような事案が発生したということは大変遺憾に思います。

先に公表されている関西電力の報告によると、4割を超える社員が電気事業法違反であると認識した上で顧客情報を閲覧し、また1割の社員はお客さまへの提案活動を行うこと

を目的に閲覧したというような記載もございまして、澤田委員もおっしゃられたように、仕組みの問題と意識の問題の両面を改めて詰める必要があると考えております。

監視委員会のほうで詳細調査を行っているということは認識しておりますが、情報入手までのプロセス、それから入手後の提案活動の内容など、行われた行為に対して電気事業法や個人情報保護法、独禁法等の関連法案での観点からもしっかりご確認いただき、必要な仕組みの再構築と運用の規律に確実に取り組んでいただき、公正な競争環境整備を改めてお願いしたいと思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。今、四元委員がご発言ご希望ですので、すみません、平岩オブザーバーの先に四元委員にご発言願いたいと思います。四元委員、どうぞ。

○四元委員

申し訳ありません。四元です。もう各委員と全く同じです。私も何か一言は申し上げなければと思ひまして、秋元委員とも全く同じなんですけれども、もう何か、分かりながらこういうことをやっているような気がしていて、意識がどこにあったのかというのは本当に、猛省を促したいし、猛省のレベルじゃないような気がいたしまして、こういうことがあると、本当に自由化のこの仕組み、根本をまた見直さなければならぬような気もいたしますので、今回十分に調査をし、仕組みを見直して、各社員にはもう二度と起こらないような仕組み、システムを十分に構築していただきたいと思ひます。以上です。

○山内委員長

それでは平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

送配電協議会の平岩でございます。ありがとうございます。無電柱化に関する取り組みについて発言させていただきます。

私ども一般送配電事業者は、これまでも無電柱化推進計画に沿ってさまざまな取り組みを実施してきたところですが、資料記載のとおり、電力レジリエンス強化の観点からの無電柱化や、新たな低コスト化の取り組みなど、引き続き、限られた経営資源を活用し、無電柱化を推進していく所存です。

また、42 ページに記載いただいた、緊急輸送道路の整備と同時に無電柱化の管路等を整備していくことは、掘り返し抑制の観点からも非常に有効と考えており、一般送配電事業者としても、本制度の趣旨を踏まえて、しっかり対応させていただきたいと考えております。

その上で、この場合の費用負担を整理いただいておりますが、これまで道路管理者の負

担としていた引込管路や連系管路などについて、本取り組みでは、道路整備時に想定し得なかった電力需要発生時は、一般送配電事業者の新たな追加負担と整理されております。この点で2点お願いがございます。

1点目は、村松委員のご発言もございましたように、緊急輸送道路の整備時に、将来20年以内に電力需要の発生が見込まれるか否かによって、必要な管路等の整備の費用負担者が、道路管理者か電線管理者で異なるため、道路と同時に無電柱化の管路をスムーズに整備するため、将来需要をどう想定するかに関するルール作りを今後ご検討いただきますようお願い申し上げます。

2点目は、道路整備時点では見込まれなかったものの、その後に大規模の宅地開発がなされた場合等においては、当該一般送配電事業者の負担が増大することになるため、こうした場合の費用が適切に回収されるよう、レベニューキャップ制度でのご検討をお願いしたいと思います。私からは、以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。皆さま、ご発言ご希望、以上でよろしいですか。他にいらっしゃいませんか。それでは、事務局から今出ましたご質問、ご意見等に関してコメント、回答をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○吉瀬室長

では、送配電部門の情報管理の不備ということにつきまして、先生方からもご意見いただきましてありがとうございます。繰り返しになりましてあれですけど、電力・ガス取引監視等委員会において今調査を行っているところでありますけれども、電力・ガス事業部としても、本件については非常に由々しき事態と認識をしておりますので、ともに調査結果を踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○小川課長

続きまして、無電柱化の関係で澤田委員からご質問をいただきました。ちょっと説明を割愛してしましまして失礼しました。資料の39ページをご覧いただければと思います。まず、国レベルで無電柱化計画というのがありまして、それに沿って各電力会社で進めている。トータルでいいますと、上から2つ目の、枠囲いの中の2つ目のポツですけれども、レベニューキャップの期間、この5年間で、1,891という数字がありますけれども、2,000キロ程度というところであります。

これがどれぐらいかといいますと、全体では、電力会社の電柱というのが2,000万本を超える状況ですので、ここの2,000キロ弱をやっても、電柱を無電柱化、地中になるのは数万本ということで非常にまだまだ微々たるものではあるんですけども、一応、先ほど送配電網協議会からもありましたけれども、こうした取り組み、電力会社のみならず、国、

時としてまた特に自治体が重要な役割を担うこととなりますので、そういったところと連携を密にしながら、計画的に無電柱化を進めていくということにしております。私のほうからは以上です。

○山内委員長

よろしいですかね。ありがとうございます。他、よろしいですか、ご発言。

それでは議事を進めさせていただきますが、皆さまからご指摘がありましたように、今回の情報漏えいの事件は、事件といえますか、件は、非常に大きな問題であると私自身も考えております。委員の意見にありましたように、抜本的な、構造的な改革をお願いしたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思います。事務局より、資料4の説明をよろしく願いしたいと思います。

○吉瀬室長

それでは、資料の4についてご説明をさせていただきます。

昨年12月に中間取りまとめということでおまとめいただきました。そこに掲載しておりました中身について、省令、ガイドラインというものの改正につなげるものがございまして、ご報告を申し上げたいと思います。

3ページをご覧ください。小売電気事業者に対する規律の強化という点についてもご議論いただいております。とりわけ休廃止時における規律の強化と中途解約時における規律の強化、あるいはその他の電力・ガス取引監視等委員会においても検討されておりました登録審査やモニタリングの強化ということについて、今年4月の制度開始に向けて、現在事務的な準備を進めておるところでございます。

以降のページでお示しする中身を、本日ご承認いただけるようであれば、2月上旬からパブリックコメントを開始したいと思っております。

具体論に移ります。4ページ目でございますが、休廃止時における規律の強化といたしまして、周知期間、周知事項という中身について、それぞれ省令や小売りのガイドラインを改定して、制度としての整備を行いたいと思っております。

既にご議論いただいたとおりでございますが、低圧であれば60日、特高・高圧は90日前に事前の周知を開始するということにしたいと思っております。併せて、電取委からの建議に基づきまして、低圧についても、需要家を1万件以上抱える小売電気事業の休廃止については、90日前ということにしてはどうかと考えておるところでございます。

周知事項につきましては、その次のポツに記載のとおりでございます。もちろんこれにとどまらず、事業者が十分な情報提供をすることが望まれるわけですけれども、最低限の情報として、こういったものを挙げたいと思っております。

その次のポツでございますが、これもご議論いただきましたが、大規模なものにつつま

しては事前に国に報告という形にしたいと思っておりますが、この大規模な休廃止の基準というものについては、特高・高圧・低圧というそれぞれの圧別で契約数と販売電力量を用いて判断するというようにしてはどうかと思っております。

なお、以降の議論も同じですけれども、小売電気事業者と同様の規律は、特定登録送配電事業者が行う小売電気事業ということについても同様の扱いとしたいと思っております。

6 ページ目に大規模休廃止の基準についての考え方を示しております。大規模と規模を評価するに当たり、今申し上げましたように、契約数と販売電力量という 2 つの基準で設定してはどうかと思っております。

この基準の設定の仕方は、いろいろ本質的には考え方はあろうかと思っておりますけれども、昨今の新電力の撤退事案、あるいは、やはり低圧の需要家がある一定数以上を急に契約状況を失うというそのインパクトを考慮しますと、低圧であれば、やはり 1 万件程度というものが一つ目安になり得るかなと考えておまして、そのように設定をしております。

これでありましても、契約数のカバー率としては 99%、あるいはそれに見合う数字として、特高 10 件、高圧 300 件としておりますけど、同様のカバー率にはなっておりまして、かなりのケースでこの報告を行うということになるわけですが、繰り返しながら、やはり低圧 1 万件というものは大きなインパクトだと評価をしておりますので、このような値の設定をしてはどうかと思っております。

販売電力量については、統計上のこれらの件数に見合う販売電力量ということで、特別高圧 500 万 kWh、高圧 800 万 kWh、低圧 400 万 kWh ということで書かせていただいております。これのいずれかに該当する場合には、大規模休廃止に該当するというところでございまして、どうかと思っております。

続きまして、8 ページでございまして、今度は中途解約時における規律の強化でございまして、中途解約時においても休廃止と同様の告知期間、告知事項を設けるということにしたいと思っております。こちらについては、小売りのガイドラインに記載をしていくということにしたいと思っております。

また、中途解約の大規模なものについても同様ということにしたいと思っております。こちらについてはその次のポツにございまして、解約を複数の段階で行うということもあり得るかと思っております。ある一定の日の前後 90 日という期間内において一定数以上の契約を解約する場合を大規模中途解約としてはどうかと思っております。将来の期間を含むために、販売電力量の見込みというのが判定上難しいということもあろうかと思っております。こちらについては契約件数のみで判定をするということにしてはどうかと思っております。

その次のポツ、併せて記載しておりますが、小売電気事業者側の事由による解約、あるいはその更新の拒否ということについても、これは、これもご議論いただきましたが、契約締結時における説明という中に追加をするということにしたいと思っております。これらについては小売電気事業者だけではなく、取次事業者についても同様の扱いと考えて

おります。

最後、9ページでございますが、それ以外の論点といたしまして、電取委において議論をされてまいりました登録審査、あるいはモニタリング強化という点につきまして建議をいただいておりますので、その下に記載しておりますような事項について、これらについても併せて省令および小売りのガイドラインの改正というものを行いたいと考えております。

資料の4につきましては、ご説明、以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。資料4で、今、休廃止、解約等の政省令の内容についてご説明いただいたところでありますけれども、これについて皆さんからのコメント、あるいはご意見を伺いたいと思います。先ほどと同じように、チャット欄でご発言希望の旨記入いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

内容的には一度議論していると思うんですが、ちょっと加わったところがある程度ということになりますかね。いかがでございましょう。村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。資料4の中身、実務的に進めるという観点で数字的なものをお出しいただきまして、ありがとうございました。同等のところスケジュール感もお示しいただいておりますけれども、4月の制定開始、または、ものによっては小売事業者の対応が必要なものは秋からといったような形でお示しいただいております。

小売事業者から需要家向けのご説明等の準備というのは、ある程度時間がかかるかと思っておりますし、資料作成だけではなく、末端営業への浸透、こういったところも時間を要する形になりますので、形式的にならないように、実効性を高めるという観点でも現実的なスケジュールで進めていただければと考えております。

また、現場が混乱しないように、申し訳ないんですけれども、小売事業者さん向けの説明会、こういったもので実務面での混乱をできるだけ回避いただければと考えております。

今回取り上げていただきました中で、中途解約という言葉で言っているものの範囲、定義がきちんと共有できていたんでしょうかというのが少し疑念がございまして、ここを明確にいただければと思っております。

法的な解釈はよく分からないんですが、契約期間の途中で事業者事由で打ち切るということなのかと思っていたんですけれども、8ページ目の4ポツのところには自動更新の拒否という言葉が入っておりましたので、期間満了で、次回以降、値上げ等の交渉がうまくいかないのか、条件が折り合わないから更新はやめましょうといったような場合ももし含まれるとしたら、こういったものの事前説明の義務というのは当然小売事業者側に課すべき内容だと思っております。

ただ、一方で、それらの自動更新の、契約側が条件が折り合わなかったので終わりですといったものも大規模中途解約として国への報告義務に含めるべきなのかどうかというのは、ちょっと私も今の時点では結論がうまく出し切れておらず、一般的にそういったケースというのは事業の中で起こり得るものだと思いますので、特異ではないケースを報告させるというのが事業者負担を高めることにならないか、それが結果的に需要家にとっての何か不具合というんですか、よろしくない結果につながらないかといったことも含めて、範囲はきちんと議論すべきではないかと思いました。

あともう一つ、9ページの下の方の四角の2番のところですかね。

ここに、財務状況等に関する情報を可能な範囲で開示といったことが示されております。小委では、たしか13ページにありますように、小売事業者の財務状況に関してはセルフチェックを行って、国との間で報告、モニタリングを受けるという議論になっていたかと思っておりますので、財務状況を需要家の方にホームページなりで可能な範囲で出すというのは、ちょっと負担が高いなと思いました。大手電力で上場会社であれば、そういった財務情報というのは既に出されている情報ですので、全く負担もなく、ここを見てくださいと、有価証券報告書を見てくださいと言うだけで十分なんですけど、電力がその社の全体の事業の一部である場合、全社ベースで見た財務情報を出せばそれで開示したことになるのかというと、なかなかそうもいかない。電力事業のためだけに特殊な財務情報を作るといったのが現実的なのかという話もあると思います。

また、非上場の会社であれば、全く財務情報を開示していないというケースがほとんどだと思いますので、こういった、望ましいというふうにされながらも、これに準拠するための負担というのはかなり大きいものだと思いますので、このまま進まれるのは、可能じゃないので出しませんといった事業者さんが多く出てしまい有名無実ということになってしまいますので、再考いただければと考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にありますか。

それでは、今四元委員からご意見ありましたが、事務局としてはどのようなお考えですか。

○吉瀬室長

ありがとうございます。スケジュール感、あるいは事業者の負担ということでコメント頂戴いたしました。

中途解約の範囲につきましては、われわれの考え方といたしましては、まず自動更新というようなときに、需要家側が、要は、想定していなかったタイミングというか、もちろん定期契約が前提になりますので、一定期間が来れば契約は終了するということではありますが、自動更新というような形になっていた場合に、当然需要家としては更新すると思っ

ていたら打ち切りという連絡が来たというような場合が、需要家にとってのある種の予見性がない状態で契約が中断するという事例かと思っております。

ご指摘いただいたように、協議不調の結果中途解約というものを、われわれとして別に対象にしたいという発想に立っておるわけではございませんで、基本的には同一条件での自動更新というものを念頭に置いたものということで考えておるところでございます。規定をするに当たって、その辺の紛れがないように工夫はしたいなと思っております。

財務状況の開示につきましては、ちょっとご指摘も踏まえて、一度実務的に電取委と協議をしたいと思っております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。その他の方でご意見等ございますか。村松委員は、今事務局からご回答いただきましたこういう形の対応でよろしいですか。

○村松委員

ありがとうございます。中途解約の範囲の考え方、よく理解できました。ここもルールとして明確にお示しいただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは小売りの規律強化について、来年度予定している制度的措置および整備に向けて、省令あるいはガイドラインの改正案など詳細についてご報告いただいたので、今、四元委員からご注意ありました、こういう点を踏まえた上で、大きな異論はなかったと思っております。それで事務局におかれましてはご準備進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。議題の3は、電力システムのさらなる検討課題についてであります。これは資料の5-1から5-3のご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、まず5-1と5-2につきましてご説明をさせていただきます。

資料2ページ、3ページとございますけど、3ページをご覧いただきまして、今日は2つ項目としてはございます。1つ目は競争と安定を両立する市場・取引環境の整備というテーマについてでございます。2つ目は、小売電気事業の規律の話、あるいは消費者の選択肢と安定性の確保という話でございます。

まず最初、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備の議論の進め方ということで、4ページでございます。前回ご提示いたしましたとおり、足元の取引として、1年間というものの商品、あるいは、プラスしてスポット市場での期単位での売買の流動性が高く、

主流となっているということをお示しをいたしました。

これまでの取り組みも、こういった中で寄与してきているわけですが、一方で、さらなる安定供給、あるいは価格安定性と競争促進にバランスよく寄与する電源アクセス環境の整備を進めるという上では、1年を超える長期的な取引、あるいは短期的な取引の流動性の向上も重要であろうと考えておるところでございます。

これも以前お示したとおりでございますけれども、発電事業者と小売事業者それぞれにとってどういった商品設計が望ましいかといった辺りを、一度網羅的に整理ということをして思いとおるところでございますけれども、需要家に対して最終的に競争的な料金で安定的に電気を供給するために望ましい長期～短期の取引の在り方、そのために必要な市場・取引環境の整備に関する施策を、今後議論をさせていただきたいと思っておるところでございます。

それに際しまして、まず、議論のベースといたしまして、電気の販売・調達の状況、あるいは事業者の取引の課題・ニーズといったものを把握をした上で、今後の商品設計を含めた卸の取引の環境整備についての議論をしていきたいと思っておるところでございます。

次の5ページは、前回お示した資料でございます、6ページ目にアンケート調査の実施と書かせていただいております。アンケート調査本体の案というのが資料の5-2でございます、この資料の5-2につきましては大部でございますので、この中身を逐一、すみません、本日はご説明申し上げませんが、この6ページの下にありますように、発電事業者、小売電気事業者、それぞれを対象としてアンケートを実施したいと思っております。

事前に案というものもお配りをさせていただいておりますけれども、いろいろとまた修正も加えて、本日5-2として配布をさせていただいております。調査の中身の骨子としましては、現状の電源販売のポートフォリオであったり、それを、より望ましい、希望するポートフォリオとのギャップがどういうところにあるかというような話、あるいは販売するときの期間ごとの課題でありますとか、あるいは販売形態というところの評価、そういったものを調査をさせていただきたいと思っております。

発電と小売りの双方から出てきた結果を見ながら、どういうところにギャップがあるのか、どういうところにその真のニーズがあるのかということについて今後議論を整理しながら、あるべき環境整備というものにつなげていきたいと思っております。

6ページにスケジュール感も記載をしておりますが、2月中に調査票を配布いたしまして、集計をして整理をした上で、4月ごろの小委でアンケート調査の結果をお示ししながら、その先の議論をご提示できればと思っておるところでございます。

従いまして、本日も、資料の5-2で配布させていただいておりますアンケート調査の案につきましてご意見いただければというところでございますが、本日以降も、もし先生方の中でご意見、コメントございましたら、後日でも構いませんので、引き続きお寄せいただければと思っておるところでございます。1ポツについては以上でございます。

2 ポツですけれども、これはまた小売りの規律の話で、需要家への情報提供の充実化ということで、8 ページ、本日ご議論いただきたいというところについてお示しをしております。

契約前にメニュー等のリスクについて説明を受けられることということで以前お示しをしておるわけですが、この説明義務の観点から、どのような情報を需要家に提供すべきかということをご議論いただければと思います。

9 ページ目は、現状の説明義務と、あるいはその書面交付義務の現状についてまとめたものでございますけれども、その下に挙げておりますような説明事項、あるいは書面記載事項ということについては、契約を結ぶ上での基本的な事項というものが列記されていると認識をしております。

一方で、10 ページでございますが、昨今の事象を踏まえますと、こういった基本的な事項だけではなくて、やはり、より料金の変動、あるいは安定性、加えて小売供給事業の安定性といった要素が、需要家の利益と選択にとってより重要性が増しているのではないかと考えておるところでございます。

料金メニューにつきましては、従来の燃料費の調整に加えて、市場価格連動の要素を盛り込むメニューというものが増えてきておりますし、今後さらに増えていくものと思えますけれども、そういった新たな変動リスクが需要家側に寄っていくということについては、需要家がしっかりと認知と理解をした上で契約をするということが重要と考えておるところでございます。

そういう複雑化する中で、要は、どういう要因でどういう変動が起きるのか、どのレベルの変動が起こるのかということについて理解をしていただくということが重要であろうと思っております。

また、4 つ目のポツでございますが、そういった市場価格の高騰、あるいはインバランス料金の負担などを要因とした小売事業者の破産、あるいは事業撤退ということが起こってきたことも踏まえますと、こういった点も考慮が必要ではないかと思うところでございます。

加えてでございますけれども、説明義務につきましては、そういった項目・内容面に加えて、分かりやすさの観点からも考慮を行うことが必要ではないかと思うところでございます。

一方で、以前も申し上げましたとおり、あまりたくさん情報を説明義務として記載をしたとしても、逆に需要家側としても情報過多というか、理解をし切れないということもあろうかと思うところございまして、どのような要素を必ず需要家に伝える説明義務の対象とするか、あるいは関心がある需要家がウェブサイト等で知ることができればよいものとするかということについて、本日含めて、今後数回の小委の中で議論いただいて、整理をしてはどうかと思っております。

その中でも、本日、次のページ、11 ページでございますが、本日は、説明義務に追加し

ではどうか、あるいはどういうものが追加すべきかということ、あるいはその説明の在り方についてご意見をいただければと思っておるところでございます。

大きな視点としては、より重要性が高い情報という意味で、先ほど申しあげました料金の変動性・安定性、あるいは需要家が負うリスクという面と、小売事業の安定性という2つの面が追加候補となり得るかなと思っておるところでございます。

現行制度上、料金については、算定方法については説明することが必要ということでございますけれども、変動要素について、そこに挙げておりますような新たな説明要素を加えるべきか、あるいは他に料金の変動性や安定性、需要家が負うリスクについて、こういったことも要素として必要なんじゃないかという、もしご意見がございましたらいただければと思っております。

そこに挙げておりますとおり、料金が変動するリスクがあるということ自体の説明もそうですが、どのような場合にどのように変動するか、シミュレーションのようなものを例示するとか、あるいは変動が起こる前提となる背景、そういったものについての説明が必要かというところを挙げさせていただいております。

事業の安定性ということについては、その事業者が市場価格等のリスクというものを低減するためにどのような取り組みを行っているかでありますとか、あるいは予期せぬリスクという意味では、その会社が、需給管理、あるいはインバランス料金の負担者についての位置付けがどうなっているかといったことも候補となり得るかなと思っておりますけれども、こういったものがどうか、あるいは、それ以外に小売供給事業の安定性についての説明として加えるべきような項目、中身があるかということについてご意見いただければと思います。

また、分かりやすさの観点については、その下に挙げておりますとおり、需要家も、いわゆる適合性原則というものでございますが、知識、経験、あるいは使用状況に応じたような分かりやすい説明、図表、グラフ、概念図などを用いた理解しやすい情報の提供の形、あるいは、見やすさという意味でのフォントですとか、枠囲いをするなどの認知性の向上の工夫といったことは、これはいずれの場合も共通かと思っておりますけれども必要かと考えておるところでございまして、こちらについてもご意見をいただければと思うところでございます。

資料の5-1と5-2については、以上でございます。

○小川課長

続きまして、資料5-3、今後の火力政策についてであります。火力政策につきまして昨年もこの場でご議論いただいております。大きな流れとしましては、2020年カーボンニュートラル宣言、そして非効率石炭のフェードアウトということで、目標を定めてこれまで取り組んできているところであります。

一方で、昨年来、安定供給への懸念、そしてまた燃料、ウクライナ情勢を受けて、燃料

の争奪戦といったところでの安定供給の重要性というところで、この両立、脱炭素化と安定供給というところをどのように図っていくかといった点が大きな課題認識になります。

本日は、3ページにありますけれども、大きく3つ、3点、1つ目は状況変化、2つ目が政策の進捗、そして3つ目、今後の対応の方向性についてご議論いただければと思います。

まず、環境変化というところでいいますと、4スライド目であります。非化石の比率、再エネ、原子力は上昇してはいますけれども、2つ目のポツにありますけれども、火力が依然として6～7割というのが足元の状況であります。供給力としての役割、そして再エネ、特に出力が変動する再エネの調整力としての役割というの大きいものがあります。

一方で、燃料に関する課題、特にLNGにつきましては価格高騰がありました。また、今、他の燃料でも、石炭なども価格が上がっているといった状況もあります。そうした燃料を取り巻く環境変化もちょっとご紹介しながらということで、まずはスライド6をご覧ください。

こちらは石炭、そしてLNG火力の稼働率ということで、点線の2017年と実線の2021年、石炭、LNGいずれも稼働率は下がってきているというところがあります。逆に言いますと、その分、非化石の導入が進んでいるわけでもありますけれども、これは横軸月別になっております。大きな特徴としましては、月によって稼働率が大きく変わってくる。これは石炭において顕著でありまして、青い実線、2021年の石炭の月別の稼働率ご覧いただきますと、需給の厳しい、例えば左端の1月、稼働率は80%、一方で、5月、ここでは50%を割るというところでありまして、こうした状況が今後ますます顕著になっていくということが見込まれております。

また、直近の変化としまして、次のスライドにありますけれども、石油火力の発電量の推移があります。2020、21、22と、発電量が増えてきているというところで、これが1月、2月、あるいは夏の時期という、言ってみれば、需要の多い時期だけでなく、スライド7ページになりますけれども、4月、5月という需要の少ない時期におきまして石油の発電量が増えているというところがあります。

その背景としまして、次のスライド8をご覧ください。従来、石油は他の燃料に比べて燃料価格が高い、発電コストが高いということで、需給が一番厳しいときに、最後、ピークの電源として動くけれども、そうでないときには動かさないという扱いでありました。

一方で、燃料価格の状況、特にLNGが上がったという中で、ここの折れ線で言いますと、熱量当たりの燃料別の価格で見た場合に、石油のほうが相対的にLNGよりも安くなるといったときも生じております。LNG火力よりも石油火力のほうが、例えば原価費用が低くなると、そちらのほうが市場では先に約定しているといったような状況も生じているというのが、ここ1～2年の状況であります。

加えてということでいいますと、すみません、同じ8ページですけれども、石炭、一番

下にあります。従来はLNGの半分以下といったものが、じわじわと上がってきまして、直近ではLNGや石油と同じ水準まで上がってきているということがあります。そういった意味で、燃料の価格、従来で言えば石炭、LNG、石油の順というところが変わり得る状況になってきているというのが足元の変化であります。

9ページ以降は、この場で昨年来ご議論いただいていますLNGを巡る状況というところであります。

11 スライド、大手発電事業者のLNGのスポット比率が上昇してきている。長期契約のほうも、逆にアジアの国々、特に中国などは、この長期契約の比率をむしろ上げているというところでありまして、日本におきましては、将来の不確実性という中で、長期契約の比率が下がっているというところでありまして。

スライド13ページ、石炭の価格です。従来で言えばトン当たり、上がっても100ドル、150ドルというところが、昨年あたりから大きく上昇しまして、足元400ドルの水準にまで達しているという、歴史的な、過去に例のない高い価格になっているというところがあります。

こうした中で、次の14スライドありますけれども、脱炭素と安定供給の両立、特に欧州諸国、脱ロシアのガスという中で、足元では石炭を使っていくといった形で冬場を乗り切ろうとしているところがあります。

一方で、中期的には、次の15スライドにあります石炭火力をやめていくというところが、欧州の国々についてはそういった方針を引き続き提示しているという状況でありまして、国際的にも、16ページがG7、それから、17ページがCOP27になりますけれども、いずれも石炭火力を、排出削減対策が講じられていないというものについては減らしていくということがコンセンサスとなっております。

続きまして、火力政策の状況であります。大きな方針としましては、21スライドにイメージ図を示しておりますけれども、2050年に向けて非効率火力のフェードアウトを進めていく。そして脱炭素に置き換えていくということで取り組んでいるところでありまして。そのための事業者の自主的な枠組み、そして省エネ法、高度化法というのが22ページに記しているところでありまして。

最近の進捗ということで言いますと、26ページ、この小委員会の下の作業部会でご議論いただいております長期脱炭素電源オークションというのを導入していくというところでありまして、また、足元の需給逼迫への対応ということで言いますと、この仕組みを活用したLNGの募集ということを行っていくこととしております。

また、直近の関連する動きということで言いますと、29、30スライドに記しておりますGX、グリーントランスフォーメーションということでの新たな炭素に対する賦課金というもの、そして30スライドにあります排出量取引、GX-ETSというものの導入、これはすぐにではないんですけれども、この先、5年、10年を見据えて、30ページにもありますけれども、例えば右下、発電部門について、段階的な有償化というのが2033年ごろとい

う形で示されております。言ってみれば、中期的にはこういう形で炭素に対してのいろいろな経済的なディスインセンティブというのが入ってくるということを前提に、今後の火力政策も考えていく必要があるというところであります。

こうした状況を踏まえての今後の対応の方向性、まず 36 スライドをご覧くださいと思います。基本的な方向性につきましては 1 つ目のポツにありますけれども、安定供給を大前提としつつ、火力の比率をできるだけ下げていくというところではあります。

そうした中で、まず 1 つ目、3 つ目のポツにありますけれども、その大きな構成をどのような形で下げていくのかということ、今で言いますと 2050 年という大きな目標、そして 2030 年という形でエネルギーミックスがありますけれども、その間をどういうふうにつないでいくのか。これは化石、火力というだけでなく、他の電源の状況、再エネ、原子力の状況、そしてまた需要というのがどういう形で今後推移するかということに大きく影響を受けることとなります。そういった意味で、昨年末この小委で取りまとめいただいた新たな枠組み、中長期の供給力の新たな枠組みというものを今後検討する中で、火力の今後のあり得べき姿というのも何らか示していったらどうかというのが 1 点目であります。

下から 2 つ目、また、2050 年に向けた進め方に関しては、大きく分けて新設については 2050 年の脱炭素化に向けた道筋が明確になったものということ、言ってみれば、これから新しく建つものは、当然 2050 年カーボンニュートラルを前提したものに絞られてくるということと、一方で、既設の火力、これは 2050 年に向けて脱炭素化を進めていくか、あるいはその前にフェードアウトしていくものか、こういった色分けを今後事業者においてしていくことが求められると考えております。

そういった方向性がある意味後押しするものとしての仕組み、現在検討中の長期脱炭素電源オークション、予備電源といったもの、さらにはこの既設の火力の関係では、容量市場というものをどういうふうを活用していくかというのも大きな方向性として今後ご議論いただければと思っております。

続いて 38 スライドになります。火力全体を引き下げていく中での火力のポートフォリオ、例えば石炭、石油、LNG といった組み合わせについてどう考えていくのか。経済性、そしてセキュリティといった点を反映しつつ、どのような形で適切なポートフォリオを維持していくかといったときに、2 つ目のポツにあるような、例えばということでの石油火力について、従来で言えば経済性が非常に劣るところであったわけでありますけれども、直近、その価格差は、他の燃料の価格差は縮小、あるいは需給逼迫時には活用されるというところで、今後こういった取り組みを行っていくかというのは一つ議論かと考えております。

また、燃料、適切な火力のポートフォリオというのに関連して、必要な燃料をしっかりと確保していくということが、このポートフォリオにも直結するところでありますけれども、その際に、個社の事業者の取り組みということと政策的な取り組みというところ、その役割分担をどのように考えていくのか。

さらには、下の2つは少し離れたデジタル化、あるいは人材の確保といった点も、今後の火力の議論をする中で取り上げていく必要はあると考えているところであります。

本日は、今後こうした火力政策について議論を深めていくに際して、またこういった視点も重要じゃないか、あるいはこういった形の議論が必要といった点、幅広くご議論いただきまして、また次回以降の検討につなげていければと思っておりますので、よろしくお願いたします。ご説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、今のは今後の火力政策ということだったわけですが、あと、最初のやつは電力システムのさらなる検討課題ということでもあります。これについて皆さんからご意見、ご発言を願いたいと思いますが、いかがでしょう。岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。資料5-1と資料5-3についてコメントさせていただきます。5-1の小売事業者による説明義務の問題です。項目に関しましてさまざまな検討がされているわけなんですけれども、私はあまり項目が多いと逆に伝わらないのではないかとこののを非常に懸念しています。

市場連動価格が変動してかなり高くなるリスクがあるとか、燃調のリスクもこの先どこまで上がるか、下がるかもしれないんですけど、そういう変動のリスクについては、まず、これまでの各社の実績に基づいて説明することは必要かと思っておりますけれども、その会社がどういうリスクの取り方をしているかとか、長々説明したとしても、なかなか理解できる人は少ないのではないかと思います。もちろん関心のある人が自分で調べられるようなことはあってもいいかもしれません。

今、電気料金・ガス料金の値上がりで、かなり報道を見てもにぎわっていますが、規制料金の値上げ申請の報道に関して、もう既に切り替えた人にはそこまで大きな影響がないにもかかわらず、全ての需要家の値段が上がるように捉えている人もかなり多いように思います。

それは一般の人だけではなく、報道もそのようなトーンでされていたりするようなこの状況を見ると、恐ろしいほど伝えること、理解していただくことというのは難しいので、一番重要な、変動のリスクがあり、値上がりする可能性があるということを毅然と伝えること、そこに絞ったほうが私はいいのではないかと思います。それが5-1です。

5-3の話なんですけれども、火力のポートフォリオの問題というのは、なかなか、私などが語れるようなものではないんですけども、経済性で石油火力をやめていくとかであれば分かるんですけども、石炭に関してなんなんですけれども、カーボンニュートラルの文脈で石炭やめましようと、石油も、という方向を目指していくのはもう少し待って

もいいのではないかと思います。

やはり安定供給のことを考えると、燃料は多様化しておいたほうが安心ですし、欧州の状況を見ても、石炭に関してもまだ生き残りそうだという状況かと思われま。日本においても、もちろん混焼等で低炭素化していくことは重要なんですけども、リザーブとして石炭火力を確保していくというのは重要ではないかと私は思います。LNGよりは長期保存できるわけですし、何となれば、炊きさえしなければCO₂は出ないわけなので、石炭火力は発電所として維持していく、なるべく稼働率を下げるといような方向を目指すのも、カーボンニュートラルに向けて頑張りつつ、安定供給に資するとい方向なのではないかと思いました。

大きな燃料確保の話なんですけれども、官民の役割分担とあるんですが、私は、国がやはり責任持つべきではないかと思。最初のほうで、LNGの在庫の状況のご説明がありましたけれども、現状の管理で体制が十分なのかといのはご検討いただきたいと思。kWh調達もあつたし、今日は寒いですが、この冬は大丈夫そうだといのは分かるんですけども、それが本当に経済性と安定性のバランスが取れた調達であつたのか、大体足りれば「よかつたね」で終わってしまいがちなんですけども、本来、検証されるべきではないかと思。

今後も、不安定な燃料市場の環境下で全体最適な調達を行うためには、恐らく在庫の確認だけじゃなくて、全体の調達計画の把握も逐次していく必要があるのではないかと思。それは恐らく電力だけじゃなくて、ガス会社も含めて、やっぱり全体のピースを見て計画を把握すべきではないかと思。事業者は自分のピースしか見えないわけで、それぞれ部分最適化していけば、調達の過不足が出たり、不足したら高い玉を入れなきゃいけないみたいな、うまくいかないことが起こるのではないかと思。ここはだから、競争領域とい面はあると思うんですけども、やはり全体的に管理していかないと難しいのではないかなと私は思。

20 ページにエネ基の火力の比率が示されていますが、2030年に本当に再エネや原子力がここまで、非化石の電源がここまで行けるのかとい現実的な問題があるかと思。事業者は、エネ基を基にしてLNGの長期契約等を考えなくてはならないといことであると、実際ここまで2030年に実現できなかったらそこは矛盾があるわけで、この目標と現実の落としどころの矛盾を埋められるのは、やはり国、目標をつくった国ではないかと思。

ですので、そういう意味も含めまして、各事業者さんのお話をよく聞いた上で、全体の管理がしっかりできるようにお願いしたいと思。具体的に何が必要なのか、官民の役割分担をどう進めればいといのは、恐らく事業者さんにしか分からない部分もあるかと思。ですので、この場で、この委員会の場で当事者の事業者さんにプレゼンしていただくといような機会があつてもいいかと思。

長くなりました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、次に大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。まず、資料の5-1に関してですが、4ページの3ポツに、短期取引の流動性を高めることが長期の相対の取引を安定的に行うために重要であるとあります。ここはどのような条件の下でこの説明が正しいのか。ちょっとこれは100%正しいクレームじゃないと思ってまして、この説明の解像度を高める必要があるんだろうと思います。

反例というか、異なる説明としては、これまで確かに短期取引の流動性を高めてきた施策をやってきたわけですけれども、それによって、発電側での燃料調達で何が起きたかという、燃料調達のスポットの割合が高まってしまったというところがあるのだと思います。

それは結局のところ発電における燃料調達における必要量の見通しが立ちづらくなって、それによって長期契約が減ったというところがあるのだと思います。そうした点もしっかり念頭に置かないと、間違った方向の議論になると問題かなと思って指摘をさせていただいています。

今回のご質問に関しても、小売りの視点で見る長期契約と発電の視点で見る長期契約は若干ずれる可能性があるかと思います。やはり今の電力価格なりエネルギー価格の問題を考えるに当たっては、発電の燃料調達における長期契約を促すような小売りにおける長期契約とはどういう在り方なのかというところを議論しないと、小売りの側で思っている長期契約というものだけ議論しても、あまりしょうがないのかなという気がするので、ちょっとそこはしっかり連携して、質問の精度を高めていただきたいというのが1点目であります。

あと、資料の5-1についてもう一点言うと、小売りの事業者に対して説明義務を課すという、これは私はいいいことだと思っていて、逆に、小売事業者に対する意識付けを与える意味でも、私はこれは重要だと思います。

ただ、1回やり始めると、どう説明するのかというのは次の段階としてすごく重要なので、今は紙ベースで何かやるような印象なのか、あるいはオンラインでも構いませんけれども、それで十分な説明になっているのかというのは、多分次の段階として考えなきゃいけない論点なのかなとは思っています。例えば、不動産の重点事項説明とか、ああいうところは随分そうしたことを議論しているんだと思いますけれども、そうしたことも将来的には議論すべきなのかなと思います。

次に5-3なんですけれども、5-3について、こうしたことを論点出しして議論していくことは大変重要だと思います。恐らく今相当、私たちが直面している問題は、備蓄で

きないLNGに偏重し過ぎていて、それがゆえに燃料リスクが高まっているというところが1つ大きな問題なのかなと思っています。特定物資に指定して国家調達なりという話もあると思いますけど、相当コストが高くなるだろうと思うのと、これでエネルギー調達全部をカバーすることは、ほぼほぼ不可能じゃないかと思っています。

そうして考えてみると、やはり、石油・石炭のオプションというのは非効率な火力の退出を促しながらもしっかり残しておくことが重要だと思います。今回のご説明が、石油価格なりが相対的に安いから石油も重要だというご説明をされているように聞こえるのですが、価格の短期的な変動で電源種の選択を議論することというのはちょっと間尺が違っちゃうと思いますので、これはエネルギー政策として、価格と関係なくしっかりどういう形のポートフォリオを組んでいくのかというような議論する必要があるとあって、先ほどのスポットと相対の話もそうなんですけど、基本的に、相対は安いわけじゃなくて、価格が安定しているということにメリットがあるわけです。

そうしたものと、スポットという価格の変動と、どううまく組み合わせていくことでわが国は短期と長期のバランスを取っていくのかということを考える必要があるのだと思いますし、その電源の選択についても、価格がどうこうという話も重要だと思いますが、ちょっと短期的に過ぎるので、短期と中長期の話と切り分けることで、これまで進めていた短期的な価格の変動で議論を引き延ばすというところを変えていく必要があるんだろうと思います。

そういう意味での石油なり石炭なりというもの、特に石油かもしれませんが、残しておく。石油の場合はサプライチェーンで内航船とかさまざましっかり持つておかないといけませんので、それが故にも、短期的にどうこうするというふうなフレキシビリティに欠ける点でしっかり議論をエネルギー政策としてやっていくということが重要だと言いたいということでもあります。

最後に、GX-E-T-Sですけれども、これは、この方向で進めていくということになると、今日示していただいた高度化法であるとか、あるいは火力の後ろにある省エネ法であるとか、そうしたものも、GX-E-T-Sの中でどう整合的に解釈をしていくのかという議論をしっかりしていかなきゃいけないんだと思いますので、そうした議論も遅滞なく進めていただければと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。次、澤田委員、どうぞご発言ください。

○澤田委員

ありがとうございます。まず、小売電気事業者からの説明の在り方なんですけれども、やっぱり営業の方が勧誘するということと、それからリスクをあまり説明し過ぎるとうま

く勧誘できないんじゃないかというトレードオフをイメージされながら、例えば訪問とか電話等で勧誘されているケース、結構あると思うんですね。ここはやっぱり説明のスタンス、説明の在り方も重要なんですけども、説明のスタンスというのをきちっともう一回持ったほうがいいんじゃないかなと。

すなわち、今の世の中においては、リスクをきちっと分かりやすく説明してあげることこそ、この事業者にしようというある意味勧誘としてうまくいく方向のほうが多いと思うんですね。トレードオフじゃないんだということを説明者にきちっと教育をして指導するというのを徹底するとともに、問題があったときの、ある意味相談窓口を整備するというのも含めて、説明等の在り方というのを今一度考えたほうがいいんじゃないかなと、説明を聞いて思いました。

それからもう一つ、脱炭素電力に関してなんですけれども、やっぱり最後はどういうポートフォリオであるべきかというのは、日本の地形とか日本の気候を踏まえていくと、恐らく再生エネを中心にはできないし、原子力もなかなか多くを稼働するということもそんなに簡単にできないので、やっぱり脱炭素火力というのが非常に重要になってくると思います。

この過渡期をそこでどう乗り切るか、先生方のお話ですと、石炭、石油、LNG、この安定した部分をうまく活用していきながら、混焼を上手に進めていくというほうがいいんじゃないかなというようなニュアンスで聞いておったんですけども、私もその方向で日本はいいのかなと。ただ、混焼を進めるに当たっては、最後まで混焼というわけにいかないの、燃焼効率を上げる技術と専焼化というのも併せてやっていく。ただ、安定化からいくと、コストの問題もあって、石油に多少依存するのか、石炭にするのか、LNGにするのか、どっちにしても輸入しないといけないので、私はやっぱりそれは安定調達できる、コストも踏まえてですけども、こういうところをちょっと横に置きながら、やっぱり混焼、それから専焼化というのをしっかりと進めていくというのが重要なんじゃないかなと思っております。またその辺りご検討いただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。これまでの委員のご意見と重複する部分もございますけれども、まず資料5-1で、10 ページ目に記載いただいているところは、原則論を書きいただいている、全て同意するところでございます。その上で、11 ページ目ですけど、小売りの供給の安定性ということで、これは岩船委員がおっしゃったことと全く同感なんですけれども、ここで、11 ページ目ですけども、需給管理者やインバランス料金の負担者とかって、もともとは小売供給事業の安定性ということで書かれているわけですけども、そ

の上のリスクを伝えるということは大変重要で、これ自体は私も賛成なんですけれども、小売供給事業の安定性を伝えるというのは非常に難しく、特にこの中の項目でいく需給管理者やインバランス料金の負担者と書いてあるんですけれども、恐らくこれは親BGの傘下であって、親BGのほうがインバランス料金のインバランスリスクを負っているということをおっしゃっているのかなと想像するんですけれども、そういうことを普通の需要家に伝えるというのは相当難しく、簡単に伝えるという手法がなかなか思いつかない気がしています。そういうことまで含めて伝えようとしてもほぼ無理だと思うので、そこまでここで規定するのかどうかというのは疑問があるかなと思いました。

また、これはいつもそうだと思うんですけれども、こういうものを、何か紙でもう一回書いて、郵送して、それで伝えるということになるのかもしれませんが、多くの需要家は、新規の時は説明があるかもしれませんが、多くの需要家は紙で受け取ってもほとんど読まずに捨てるということも多いと思うので、郵送の無駄というか、資源の無駄というか、CO₂排出の無駄というか、そういうことを発生させてもどうかなと思うので、その辺りのバランスも含めながら、どういう手法を求めるのかということも併せてもう少し議論、これから詰めていくということだと思いますので、検討いただければと思います。

やっぱり金融商品と違って、金融商品の場合は、しっかりそれを買おうと思う人に対して、リスクを負う、金融のリスクを伝えるというのはあると思うんですけれども、電気なので、みんな全ての人が使っているという中で、どの辺りまで伝えるのかということに関しては、ちょっとよくよく考える必要があるかなと思って聞いていました。

続いて、資料5-3ですけれども、これは大橋委員がご指摘になったところと私も同感で、8ページ目に価格の推移のところが書かれていて、石炭、高くなっているということはあるわけですが、特性から考えると、これは一時的と考えたほうが自然だと思いますので、そういった短期的なところにあまりに惑わされて政策を決めるというのはちょっといかがかなと思います。ただ、36ページ目もしくは38ページ目に書いてあることに関しては私も同意で、ここに関する全体の方向性ということに関しては同意です。

その上で申し上げますと、一応36ページ目にしっかり描いていただいておりますけれども、水素・アンモニアは、大変発電の上で脱炭素化を進める上で重要ですが、やっぱりCCUSなんかも含めて、全体最適の下でどれを展開していくのかということに関しては、なるべく企業、事業者が自由に選択でき、公平な競争の下で選択がなされていくということにすべきだと思っています。

CCSなんかも、最初はCCS Readyにしておくということを含めるとも思いますので、いきなりCO₂地中貯留のところまで行くのは難しい場合もありますので、CCS Readyにするとか、途中段階ではCCUにするとか、そういったこともあり得ますので、幅広い形で取っていく必要があると思います。

その上で、そこでもやっぱり石炭に関してCCSというのものもあるし、途中段階ではCCUというのものもあると思いますので、さらに言えば、例えば、その後、石油の話があります

けれども、石油火力にしても、大変やっぱり液体燃料としてのメリットがあるわけですので、そういう面で、最初は石油のところ、サプライチェーンの問題等をどうしていくかということが課題として提起されていますけれども、長期的には、本当にできるかどうか、コスト的に見合うかどうかはあれですけれども、*e-fuel*のような形で脱炭素された石油を使っていくということもありますし、LNGだって、合成メタンによって、*e-methane*によって脱炭素化を図っていくという手段もあるわけですので、何か脱炭素の手段、もしくはそのトランジションということをあまり決め過ぎないほうが、全体の効率的な脱炭素化のトランジションに資するんじゃないかと思っておりますので、そういうことを踏まえて政策を決めていただきたいと思いますと思う次第でございます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、石井委員、どうぞ。

○石井委員

ありがとうございます。私からは、まず資料5-1について発言させていただきます。需要家への情報提供の充実化の部分に関してですが、需要家、特に中小企業は今非常に厳しい経営環境にございます。物価高、賃上げ圧力、人手不足などが直撃しており、エネルギーコストについてもかなり敏感になっています。そうした需要家に対し、料金メニューをはじめとする重要事項について、めりはりを持って分かりやすく示していくことがまずは必要であると思っております。需要家が小売電気事業者を納得して選択できるような情報開示が不可欠であると思っております。

今回資料で指摘された課題や方向性については、そのとおりと思っております。ぜひこの方向で検討を進めていただきたいと思います。説明すべき項目については、資料でも挙げられていますけれども、例えば、今までの電気料金の変動の推移について、その要因や料金の内訳といった点と併せて説明いただくと、需要家も料金変動のメカニズムや傾向などへの理解が深まると思っておりますので、ぜひその点をお願いしたいと思っております。

また、資料5-3、火力についてですが、カーボンニュートラル実現に向け、再エネの主力化に向けた取り組みが重要であるということは間違いのないと思っております。一方で、再エネの調整力として、移行期の安定供給に、原油、LNGなど化石燃料が果たす役割が極めて大きいと思っております。現実的な安定した電力政策を引き続きお願いしたいと思っております。

他方、火力発電の脱炭素化ということを考えますと、指摘されていますとおり、既存の石炭火力発電の設備を利用できるアンモニアを混焼させ、カーボンフリー火力を目指していく、こうした方向性も考え得ると思っております。カーボンニュートラルの流れにも整合的であり、安定供給を前提とした上で推進していくべきとも思っております。

石炭火力における混焼技術につきましては、石炭火力発電の依存度が高い東南アジア等への技術展開を図って、日本としても、アンモニア製造や活用のイニシアティブを取っていく、そうした取り組みにも期待しております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は武田委員、どうぞご発言ください。

○武田委員

ご説明ありがとうございます。

まず、資料5-1の小売電気事業者に対する規律の在り方についてコメントします。

今後、料金メニューの多様化は進み、特に、燃料費の高騰を受けて、市場連動型のメニューは明らかに増加することになると思います。それぞれの料金メニューのリスク、メリットについて、需要家が適切な説明を受けられることはこれまで以上に重要だと考えます。この点に関して、今回ご説明いただいた事務局資料の方向性に違和感はありません。需要家が、各料金メニューの特色を十分に認識した上で、納得感を持った選択ができるように、詳細の検討をさらに深めていただきたいと思います。

先ほども意見があったように、説明内容を記載した書面の交付については、昨今のDX化の潮流も踏まえて、ぜひ電子化を行うなど、分かりやすい情報の形とすることを心掛けていただきたいと思います。

次に、資料5-3の今後の火力政策について、論点を提示いただきありがとうございます。調整力、慣性力の観点で、今後も一定規模の火力発電を維持する必要があります。そのためには脱炭素化と設備の更新が必要となります。資料に記載されている「中長期的な火力の発電量を幅のある形で示す」ことは、事業者の投資予見性を高める観点と、国内外にわが国の火力発電の利用の方向性を示す意味で重要だと思います。

その上で、厳しい競争環境にある発電事業者が、火力発電の脱炭素化・維持・更新といった経営判断をするためには、特に、投資予見性が確保されることが重要です。現在、取り組んでいただいている長期脱炭素電源オークションや容量市場、脱炭素燃料の値差支援といった制度を実効が上がる形で運用していただきたいと思います。

また、本小委員会の議論の範囲を超える部分がありますが、燃料調達における権益の確保や長期契約、需給逼迫時の燃料の追加調達については、やはり国が主導して、リスクや費用負担等を整理していただき、発電事業者のリスクや費用負担の範囲を超える部分については、公的な取り組みを含めて、負担に関する制度の整備が必要だと考えます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は四元委員、どうぞご発言ください。

○四元委員

四元でございます。各委員と重複するのでクイックに発言したいと思います。

小売電気事業者の説明義務の話ですけれども、基本的に事務局が示してくださった方向性に賛成いたします。トラブル防止の意義というのはもうそのとおりだと思うんですけれども、ともすると、こういったことは事業者側のリスク回避に目が行きがちで、国から言われたことを言われたとおりにやっていたら、後から何か言われても大丈夫であろうという、金融商品取引の例なんかを見てもそう思いますので、もちろんこの場で最小限どういう形で何を提供したらいいというのはきちんと決めておくというのは大事なんですけれども、やはり需要家にとってどう分かりやすく伝えられるか、そこは各社もぜひ、自由化なので、知恵を絞って工夫をして、そういうことをぜひ各社でも知恵を絞って考えていただきたいと思います。

その上で、11 ページの説明項目、追加項目ですけれども、やはり私も、料金の変動リスクが圧倒的に重要なので、ぜひめりはりをつけた説明義務を検討することが大事かなと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、村松委員、どうぞ。

○村松委員

村松です。ありがとうございます。委員の方々ご発言された内容と重複いたしますが、考えを述べさせていただきます。

資料の5-1、需要家に対する説明義務ということで、こちら、今までも何回か発言させていただきました。今回、方向性として、需要家層の理解度に合わせた説明内容、項目と、分かりやすさという観点をお示しいただきました。やはり重要性という観点では、変動価格のメニュー、こういったリスクについての説明というのはしかるべきですし、分かりやすさというのはきちんと追及していただければと思います。

一方、秋元委員が、明確におっしゃってましたが、小売供給の安定性の確保というのは専門家であってもなかなか分かりにくい項目だと思います。需要家の方々は、説明を形式的に受けても、丁寧に説明を尽くされたとしても、理解が進まないような項目に対して、「ご説明したので、あとは自己責任で、何かトラブルがあっても需要家の責任です」というようなスタンスというのは決して認められないと思います。

こういったものに関しては、ホームページで一定程度の取り組み姿勢、定性的なものを事業者が開示するというを決して否定するものではありませんが、むしろ、なかなか需要家の方が分かりにくいだろうという前提の下に、問題行動のある事業者をきちんと国の側でモニタリングをする、指導をしていくといった形で需要家保護に資するほうが、健

全な環境ではないかと考えております。

資料5-3の火力発電に関しては、こちらも皆さんおっしゃってくださったことに同意です。安定供給確保のために火力発電維持・更新を、きちんと事業者の方の予見可能性を確保する形で、S+3Eが阻害されることがないようにといった観点について、私も賛同しております。

中でも、脱炭素燃料ということで、現状、水素・アンモニアというのをお示しいただいておりますけど、その他といった言葉も付されております。まだ技術的に流動性があるので、範囲を広めにお考えいただいていると思うのですが、こちらも技術革新の状況を踏まえつつ、範囲というのは幅広に持っていただいたほうが良いと思いますし、既存の燃料として、バイオマスは全然今回話が挙がっていなかったんですけども、こういったものも活用していく形で、現有の資産をきちんと活用できればと考えております。

また、火力発電投資に関して、一番前提となります需要予測、供給力把握といったことは、こちらは個々の事業者単位ではなかなか難しいので、やはり国からこういったものをお示しいただいた上で、事業者投資の前提事項としてお示しいただければと考えております。

すみません、話が戻りますけれども、資料5のアンケート、こちらかなり詳細な項目でお示しいただいているので、小売電気事業者さん、発電事業者さん、詳細にご回答いただければと思います。ただ、回答内容は事業者の特性によって変動するものと考えられますので、回答者の母集団と回答内容のクロス分析という形で実態の把握に事務局側では生かしていただければと考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。他にご発言、委員の方、いらっしゃいますか。

それでは、エネットの谷口オブザーバー、どうぞ、ご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。資料5-1のアンケートについて、発電、小売双方に対して電気の販売、調達の実態や、取引における課題、ニーズ等を把握、整理するという事務局の提案に賛同いたします。

アンケート項目の中では、短期、長期といった契約期間以外に、契約を行うタイミングや、ボリュームによる単価の影響、通告変更オプションや取引の柔軟性などを、事務局説明の中でも網羅的というご説明がございましたけど、グループ内取引等で存在している契約形態、条件というところをしっかりと棚卸することが、今後のあるべき卸取引の在り方や、環境整備というところで非常に重要だと思っておりますので、ぜひこの点も踏まえてアンケートを進めていただけるようお願いいたします。以上です。

○山内委員長

今ご発言ご希望の方、谷口オブザーバーで全てご発言いただいたように思いますが、他、いかがですか。

それでは、いただきましたご意見、ご質問はあまりなかったですかね、ご意見等について、事務局からコメントいただきたいと思います。

○吉瀬室長

では、まず、電市室長の吉瀬ですけれども、私からご回答というか、申し上げます。

まず、5-1につきまして、アンケートの話でございますけれども、大橋委員から短期を増やすことと長期との関係についてご指摘いただきました。ご指摘はおっしゃるとおりでございます。

ここを書かせていただいた趣旨は、要は、長期だけでたくさん持つということになると、それはそれで小売側にもリスクという面があると思っております、差し替えであるとか、その必要量に応じた調整ということができるところの流動性も必要だという趣旨で書いておったものでございますけれども、ご指摘大変ごもっともでございますので、もちろん今後の議論として、長期化を資するようなものになる方向は大事というご指摘は大変受け止めております。

今回のアンケートも、まさに1年が主力商品という中で、1年以上のものについても精緻にニーズを確認したいと思っておりますので、そういう中で見極めを今後していきたいと思っております。

あと、小売りの説明義務については、皆さまからご意見をいただきましてありがとうございます。料金の変動性について、あるいはそのリスクについての説明は、どういう形でやるかという工夫面のやり方をもう少し詰める必要があるということでございますが、おおむね説明義務に追加するという方向ではないかということでご意見いただいたと受け止めております。

一方で、小売供給の事業の安定性については、やはり一般の需要家さんからすると非常に難しいのではないかというコメントが多数あったかと思えます。この点、ちょっと私、先ほどの説明で申し上げておりませんが、今後の議論の進め方として、本日の説明義務の候補としてどうかということでご提示をさせていただきましたけれども、次回以降、要は、ホームページに掲載すべきような情報としてはどういうものかというような件、さらにその先に、まさに需要家が分かりやすく選択をするための、要は比較の在り方、こういったところも、ちょっと段階を踏んで議論させていただきたいと思っております。結局、需要家にとっては、何をもちえて選択するかということが最終的には重要な点だと思うんですけれども、ちょっとそこまでをこの先々見据えて、また引き続き議論をさせていただきますと幸いです。

いったん私から以上でございます。

○小川課長

続きまして、火力についてであります。本日、さまざまなご意見をいただきましてありがとうございます。今後の検討に、いただいたご意見を踏まえて、今後、個別各論などを議論していければと思います。

二、三コメントと言いましょか、まず、岩船委員から具体のご提案もいただきましてありがとうございます。事業者の声をどういうふうに聞いていくかといった点、この場でのプレゼンなどどうかというお話もいただいています。どういった形でできるか考えていきたいと思います。

また、需給、火力の役割を考える上でも、この冬についても、いろんな意味での振り返り、その時に、まさにご指摘ありましたように、経済性の面、足りていれば、安定供給が確保されれば十分ということではなくて、経済性も含めて振り返りをしていくというのは重要と考えております。

また、大橋委員、秋元委員からご指摘いただきました短期と中長期分けてというのは、まさにご指摘のとおりと考えております。

それから、足元、環境変化というところでご紹介した石油、あるいは石炭の価格の話、あたかもそれが今後の中長期の政策を考える上での前提かのようにご説明してしまったかもしれませんが、むしろ足元、またいろいろな変化、こういう変化も起こり得るということを念頭に、また中長期のところは考えていくという必要があると考えているところでもあります。

今後は、安定供給という観点での適切なポートフォリオ、あるいは経済性というのをどういうふうに考慮していくのかといった点、さらには具体の施策については、また次回以降ご議論いただければと考えております。自分からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ということで、追加的にご発言はございますでしょうかね。特によろしいですか。資料5-1、5-2で、競争と。大橋委員がご発言でしょうか。どうぞご発言ください。

○大橋委員

座長が追加的に発言してもいいとおっしゃったので、すみません。事務局には、ご回答いただいております。

質問の中で、価格の変動と、契約期間が別々に聞かれているんですけども、両者には恐らくトレードオフがあると思っていて、長期契約であれば価格の変動が少ない、短期であれば価格の変動が出るという、そのトレードオフの中でどういうふうに判断するかという質問の形を取っていただいたほうが、より実態に近くなるのかなと思いますので、もし

ご検討に資するようであれば幸いです。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。経済学者的な発言だと思いますが、ありがとうございます。他に、いかがですか。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、いろいろご意見いただきました。これは事務局のほうで受け取っていただいて、あと、アンケートですけれども、これはまだこれからもブラッシュアップするということですので、お気付きの点があれば随時事務局にお知らせをいただければと思います。引き続き皆さまのご意見を踏まえてご検討いただければと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了ということになります。本日は若干予定よりも早くなりましたが、ご活発にご議論いただきましてありがとうございました。

これもちまして第58回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。